

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員 の給料等の特例に関する条例	4
◎高知県職員等こころざし特例基金条例	5
◎高知県海岸漂着物地域対策推進基金条例	6
◎高知県税条例の一部を改正する条例	6
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関 する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙 運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する 条例	10
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正 する条例	10
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改 正する条例	12
◎高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	12

公布された条例のあらまし

◆知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例 (高知県条例第56号)

1 条例制定の目的

地方交付税の減額による本県の財政運営への影響等を踏まえ、財政の安定を確保し、南海トラフ地震対策を推進していくため、知事等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2に規定する者及び職員の給料等を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、時限的に減額することとした。

2 主な内容

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9月間において、(1)から(4)までの給料等の減額を行うこと。

- (1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の 給料月額	平成25年6月30日時点 の減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円	(30%) 854,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円	(15%) 799,000円
常勤の人事 委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円	(10%) 549,000円
常勤の監査 委員	610,000円	(5%) 579,500円	(10%) 549,000円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円	(10%) 702,000円

- (2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1に掲げる者の報酬の月額及び日額について、当該額に100分の8.57を乗じて得た額を減額すること。（第2条）

- (3) 職員の給料月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、手当の額等は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）等の規定による額とすること。（第3条）

職員の区分	減額率
ア 管理職手当の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で指定する職の区分が1種又は2種である職員等	100分の8.57

イ アの職員以外の職員で期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める役職加算がある職員	100分の6.57
ウ ア及びイの職員以外の職員	100分の3.57

(4) 職員の管理職手当の月額について、当該額に100分の10を乗じて得た額を減額すること。(第4条)

3 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

◆高知県職員等こころざし特例基金条例（高知県条例第57号）

1 条例制定の目的

平成25年度において特例的に削減された高知県職員の給与その他のものを活用して、南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策をより一層推進するため、高知県職員等こころざし特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、平成25年度において特例的に削減された高知県職員の給与総額相当額その他のもので、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。

(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。 (第2条第2項)

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

(5) この条例は、平成28年5月31日限り、その効力を失うこと。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

◆高知県海岸漂着物地域対策推進基金条例（高知県条例第58号）

1 条例制定の目的

海岸漂着物の回収及び処理並びに発生抑制対策を推進することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、高知県海岸漂着物地域対策推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

(1) 基金として積み立てる額は、地域環境保全対策費補助金として交付を受けた額とすること。(第2条第1項)

(2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。 (第2条第2項)

(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。(第3条)

(4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(第4条)

(5) 基金の設置の目的を達成するため行う事業については、平成25年4月1日以後この条例の施行前に行われたものであっても、当該事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。(附則第2項)

(6) この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。 (附則第3項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）

1 条例改正の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、地方消費税の税率を引き上げるとともに、県民税、個人の事業税及び延滞金の割合の特例について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 県民税

ア 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、次に掲げる措置を講ずること。(付則第9条の2)

(ア) 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長すること。

(イ) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条又は第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合は、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合は、54,600円）とすること。

イ 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合は、個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額については、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合は、54,600円）とすること。(付則第9条の2の2)

ウ 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等については、利子割の課税対象から除外した上で、配当割の課税対象とすること。(第8条、第51条の11及び第51条の12)

(イ) 平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。）については、株式等譲渡所得割の課税対象とすること。(第32条第1項第8号、第51条の17及び第51条の18)

(ウ) 平成28年1月1日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税すること。（第51条の11）

(エ) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定すること。（第32条第1項第6号）

エ 法人に係る県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及び当該制度による控除不足額を当該法人に係る県民税均等割額等への充当又は還付をする制度が廃止されることに伴い、法人の県民税の更正に係る規定の整備を行うこと。（第49条）

(2) 個人の事業税

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々とする分離課税制度とされることに伴い、個人の事業税の減免に係る規定の整備を行うこと。（第70条）

(3) 地方消費税の税率（現行 100分の25（消費税率換算1パーセント））を次のとおり引き上げること。（第70条の4）

ア 平成26年4月1日から63分の17（消費税率換算1.7パーセント）

イ 平成27年10月1日から78分の22（消費税率換算2.2パーセント）

(4) 延滞金の割合の特例について、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントに満たない場合は、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合は、年7.3パーセントの割合）とするよう見直すこと。（付則第5条）

(5) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例中2の(4)は平成26年1月1日から、2の(3)のイは同年4月1日から、2の(1)のイ及びイは平成27年1月1日から、2の(3)のイは同年10月1日から、2の(1)のウ及びエは平成28年1月1日から、2の(2)は平成29年1月1日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）

1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第38号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をするとともに、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の取得価額の合計額の引下げ等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにピラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

1 条例改正の目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（高知県条例第62号）

1 条例改正の目的

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）が一部改正され、療養病床の転換を支援するための病床転換助成事業の実施期限が平成30年3月31日まで延長されたことに伴い、病床転換支援金を納付する市町村に対する1号交付金の特例を同日まで延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第63号）

1 条例改正の目的

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の一部改正に伴い、動物取扱業を第一種動物取扱業とするとともに、新たに設けられる第二種動物取扱業等に係る知事の権限に属する事務を高知市が処理することとする等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成25年9月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第64号）

1 条例改正の目的

森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されるとともに、森林整備加速化・林業再生整備費補助金が新たに交付されたことに伴い、基金の設置目的及び経理区分について必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第65号）

1 条例改正の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき県の管理に属する港湾施設の一部の管理を指定管理者に行わせることができることとし、併せて係留施設及び荷役施設等に係る使用料を使用が終了した際に徴収することができることとする等必要な改正を行うこととした。

2 主要な内容

(1) 一部の係留施設及び荷役施設等に係る使用料については、その許可の期間が終了した際に徴収することができること。（第7条）

(2) 港湾施設のうち知事が別に定める港湾施設の管理は、指定管理者に行わせることができること。（第18条）

(3) 指定管理者に行わせることができる業務は、港湾施設における行為の規制に係る業務、港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令、船舶の係留場所の指定及び変更の命令、港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可、使用料の徴

取（調定事務を除く。）及び免除、港湾施設の使用の許可の取消し及び許可の条件の変更、港湾施設の使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令、当該原状回復が完了したことの検査、港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務等とすること。（第19条）

- (4) 指定管理者の指定の申請、指定の手續及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。（第20条から第22条まで）
 - (5) 知事は、港湾施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。（第23条及び第24条）
 - (6) 指定管理者の原状回復義務、損害賠償義務及び秘密保持義務を定めること。（第26条から第28条まで）
 - (7) 知事は、指定管理者が天災その他の事由により業務を実施することが困難となった場合において、緊急の必要があると認めるときは、指定管理者に代わって当該業務を行うことができること。（第29条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第56号

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例

（知事等の給料の特例）

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の月額、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあつては100分の30、副知事にあつては100分の15、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあつては100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬の特例）

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1に掲げる者に係る特例期間における報酬の月額又は日額は、同条例第2条第1項の規定にかかわらず、同表に掲げる報酬の月額又は日額からその額に100分の8.57を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（職員の給料月額の特例）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下「公立学校職員の条例」という。）第5条第1項各号に掲げる給料表若しくは警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。以下「警察職員の条例」という。）別表第1の警察官給料表又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号。以下この条において「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表若しくは同条第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）第5条第1項若しくは第2項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員（職員の条例第4条第1項第4号アに掲げる医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、高知県立療育福祉センターに勤務する職員を除く。次条において「職員」という。）に係る特例期間における給料月額は、職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで、公立学校職員の条例第5条及び第6条から第7条の3まで若しくは警察職員の条例第4条及び第5条から第6条の3まで又は任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎給料月額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額（職員の条例第14条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第25条、職員の勤務時

間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第16条第3項若しくは第18条第4項、公立学校職員の条例第17条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第16条第3項若しくは第18条第4項、警察職員の条例第14条又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第16条第3項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。次条において同じ。）、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

（1） 職員の条例第9条第1項、公立学校職員の条例第12条第1項又は警察職員の条例第9条第1項の人事委員会規則で指定する職の区分が1種又は2種である職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の5号給以上の号給又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表の5号給以上の号給を受ける職員 100分の8.57

（2） 前号に掲げる職員以外の職員であって、職員の条例第21条第5項（職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、公立学校職員の条例第22条第5項（公立学校職員の条例第23条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）又は警察職員の条例第21条第5項（警察職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員の職にあるもの 100分の6.57

（3） 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3.57

（職員の管理職手当の特例）

第4条 職員に係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項、公立学校職員の条例第12条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎管理職手当月額」という。）からその額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第95号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成25年高知県条例第56号）第3条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

（知事等及び職員の給料等の特例に関する条例の一部改正）

3 知事等及び職員の給料等の特例に関する条例（平成25年高知県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成26年3月31日」を「平成25年6月30日」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

3 この条例の規定により退職手当を支給する際には、当該退職手当から職員の互助会

に関する条例（昭和39年高知県条例第59号）の適用を受ける互助会の貸付弁済金の額に相当する額を控除することができる。

（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

5 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成25年高知県条例第56号）第3条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（平成25年4月1日における職務の級の切替えに伴う経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成25年高知県条例第56号）第3条の規定の適用については、同条中「特例期間における給料月額」とあるのは「特例期間における給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年高知県条例第71号。以下この条において「平成24年改正条例」という。）

附則第2項の規定による給料の額との合計額」と、「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条」とあるのは「任期付職員条例第4条若しくは任期付研究員条例第5条並びに平成24年改正条例附則第2項」と、「定められる額」とあるのは「定められる給料月額と平成24年改正条例附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

（警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

7 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第98号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成21年高知県条例第4号）第3条」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成25年高知県条例第56号）第3条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

~~~~~  
高知県職員等ころざし特例基金条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第57号

##### 高知県職員等ころざし特例基金条例

（設置）

**第1条** 南海トラフ地震対策の加速化を図り、特に本県の将来を担う子どもたちの安全・安心を確保する対策をより一層推進するため、高知県職員等ころざし特例基金（以下「基金」という。）を設置する。  
（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、平成25年度において特例的に削減された高知県職員の給与総額相当額その他のもので、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。  
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。



高知県海岸漂着物地域対策推進基金条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第58号

高知県海岸漂着物地域対策推進基金条例

(設置)

第1条 海岸漂着物の回収及び処理並びに発生抑制対策を推進することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、高知県海岸漂着物地域対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、地域環境保全対策費補助金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の目的を達成するため行う事業については、平成25年4月1日以後この条例の施行前に行われたものであっても、当該事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(この条例の失効等)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第59号

高知県税条例の一部を改正する条例

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第53条第46項」を「第53条第40項」に改める。

第8条第2項第1号ウ中「利子等」を「法第23条第1項第14号に規定する利子等（以下「利子等」という。）」に改め、同号オ中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改め、同条第3項中「不相当と」を「不相当である」とに改める。

第32条第1項第6号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

第39条の2第3号中「並びに租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

第49条第1項中「同条第1項に規定する」を「法第53条第1項に規定する」に改め、「若しくは還付すべき額」を削り、同条第3項中「若しくは還付すべき額」を削り、同条第4項中「第55条」を「第55条第4項」に改め、同条第5項中「（第2項の規定による決定に係る第3項の更正を除く。）の規定による更正」を「の規定による更正（第2項の規定による決定に係る第3項の規定による更正を除く。）」に改め、「（利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であったことによる納付すべき額を含む。）」を削る。

第51条の11中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に、「上場株式等の配当等」を「「上場株式等の配当等」という。）又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」に改める。

第51条の12中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第51条の14第2項を削る。

第51条の17中「、選択口座」を「、選択口座（法第23条第1項第16号に規定する選択口座をいう。）」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に、「当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「当該特定株式等譲渡対価等」に改める。

第51条の18第1項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中

に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額を「特定株式等譲渡対価等」に、「で定める場合にあっては、政令で定める」を「第9条の20第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する」に改め、同条第2項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった」を「租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第62条第4項、第63条第4項及び第63条の2第4項中「（第2項の規定による決定に係る前項の更正を除く。）の規定による更正」を「の規定による更正（第2項の規定による決定に係る前項の規定による更正を除く。）」に改める。

第70条第2項第1号の表を次のように改める。

| 所得金額の区分            | 割合      |
|--------------------|---------|
| 500万円以下のもの         | 10分の10  |
| 500万円を超え750万円以下のもの | 10分の7.5 |
| 750万円を超えるもの        | 10分の5   |

第70条第2項第2号中「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等」に改める。

第70条の2第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第70条の4中「100分の25」を「63分の17」に改める。

付則第5条第1項中「第48条第8項から第10項まで」を「第48条第8項」に、「第60条第2項及び第3項」を「第60条第2項」に、「並びに」を「及び」に、「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 当分の間、第48条第9項及び第10項並びに第60条第3項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中において

は、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

付則第6条中「で定める期間内は、政令で」を「附則第3条の2の2第1項に規定する期間内は、同条第2項に」に、「前条第1項」を「前条第2項」に、「日本銀行法」を「日本銀行法（平成9年法律第89号）」に改める。

付則第9条第1項中「次条第1項において」を「以下」に改める。

付則第9条の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改め、同条に次の1項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成29年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

付則第9条の2の2第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成29年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

**第2条** 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第70条の4中「63分の17」を「78分の22」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条中高知県税条例第62条第4項、第63条第4項、第63条の2第4項及び第70条の2第1項の改正規定並びに同条例付則第5条及び第6条の改正規定並びに次項の規定 平成26年1月1日
  - 第1条中高知県税条例第70条の4の改正規定及び附則第6項から第10項までの規定 平成26年4月1日
  - 第1条中高知県税条例付則第9条第1項、第9条の2及び第9条の2の2の改正規定 平成27年1月1日
  - 第2条の規定及び附則第11項から第15項までの規定 平成27年10月1日
  - 第1条中高知県税条例第70条第2項の改正規定 平成29年1月1日（延滞金に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）付則第5条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。（県民税に関する経過措置）
- 新条例の規定中地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号。以下この項において「一部改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、施行日前に支払

を受けるべき一部改正法附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第23条第1項第14号に規定する利子等については、なお従前の例による。

- 4 新条例の規定中28年新法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、施行日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき28年旧法第23条第1項第15号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 5 新条例の規定中28年新法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、施行日以後に行われる同項第16号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた28年旧法第24条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。（地方消費税に関する経過措置）
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第2号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者（地方税法第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び一部施行日以後に保稅地域（同条第1項第2号に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同条第1項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、一部施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び一部施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 7 消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間が一部施行日前に開始した場合における新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた新条例第70条の6第1項の規定の適用については、同項中「法第72条の87」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定による改正前の法第72条の87」とする。
- 8 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「26年新法」という。）附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた26年新法第72条の87各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間に係る26年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた26年新法第72条の87各項の規定による申告書で消費税法第43条第1項第4号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等（地方税法等改正法附則第4条第2項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）又は経過措置対象課税仕入れ等（地方税法等改正法附則第4条第3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等をいう。以下同じ。）に係る消費税額が含まれているときにおけるこれらの事業者に対する新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた新条例第70条の6第1項の規定の適用については、同項中「法第72条の87」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の87」とする。
- 9 26年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた

- 26年新法第72条の88第1項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間（地方税法第72条の78第3項に規定する課税期間をいう。以下同じ。）に係る26年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた26年新法第72条の88第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第5条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときにおける当該事業者に対する新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた新条例第70条の6第2項の規定の適用については、同項中「法第72条の88第1項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項」とする。
- 10 26年新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた26年新法第72条の88第2項に規定する事業者（消費税法第45条第1項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第5号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第5条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた新条例第70条の6第2項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「法第72条の88第1項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第5条第4項後段の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項」とする。
- 11 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の高知県税条例（以下「27年新条例」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第4号に定める日（以下「27年新条例施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び27年新条例施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、一部施行日から27年新条例施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び一部施行日から27年新条例施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。
- 12 消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間が一部施行日から27年新条例施行日の前日までの間に開始した場合における27年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた27年新条例第70条の6第1項の規定の適用については、同項中「法第72条の87」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正前の法第72条の87」とする。
- 13 地方税法等改正法第2条の規定による改正後の地方税法（以下「27年新法」という。）附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の87各項に規定する事業者が27年新条例施行日以後に終了する消費税法第42条第1項、第4項又は第6項に規定する課税期間に係る27年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の87各項の規定による申告書で消費税法第43条第1項第4号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡

等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等（地方税法等改正法附則第10条第2項に規定する27年経過措置対象課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）、経過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等（地方税法等改正法附則第10条第3項に規定する経過措置対象課税仕入れ等をいう。以下同じ。）に係る消費税額が含まれているときにおけるこれらの事業者に対する27年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた27年新条例第70条の6第1項の規定の適用については、同項中「法第72条の87」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第10条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の87」とする。

14 27年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の88第1項に規定する事業者が27年新条例施行日以後に終了する課税期間に係る27年新法附則第9条の5後段及び第9条の6第1項後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の88第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等、経過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第11条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときにおける当該事業者に対する27年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた27年新条例第70条の6第2項の規定の適用については、同項中「法第72条の88第1項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第11条第1項の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項」とする。

15 27年新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた27年新法第72条の88第2項に規定する事業者（消費税法第45条第1項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が27年新条例施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第5号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等、27年経過措置対象課税資産の譲渡等、経過措置対象課税仕入れ等又は27年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、地方税法等改正法附則第11条第1項第2号に掲げる金額が同項第1号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を27年新条例付則第15条第1項後段及び第2項後段の規定により読み替えられた27年新条例第70条の6第2項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「法第72条の88第1項」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第11条第4項後段の規定により読み替えて適用される法第72条の88第1項」とする。



過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第60号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

（過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

**第1条** 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市町村」を「市町村の区域のうち、当該市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎特措法第33条第1項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった区域以外」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号に該当する設備」を「第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄に該当するもの」に改める。

第3条第1項中「及びその事業」を「並びにその事業」に、「又はその敷地」を「及びその敷地」に改め、同項第1号中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3項中「又は」を「及び」に改める。

第4条第1項第2号中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号に該当する」を「第12条第1項の表の第1号の第2欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で租特法第12条第1項の表の第1号の第3欄若しくは第45条第1項の表の第1号の第3欄に該当するものである」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第2条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける」を「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する」に改め、同条第3号中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第5項第1号口及び第28条の9第5項第1号口に規定する旅館業に係る設備を含む。）」を「第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号に該当する設備」に改める。

第3条第1号中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3号中「2,700万円を超える」を「500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第12項に規定する資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下である法人が新設又は増設をしたものにあつては1,000万円、当該資本金の額等が5,000万円を超える法人が新設又は増設をしたものにあつては2,000万円）以上であつた」に改める。

第4条第1項第2号中「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける」を「第12条第3項の表の第1号若しくは第45条第2項の表の第1号に該当する」に、「及び」を「又は」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（次項において「新課税免除条例」という。）第3条第1項第1号及び第2条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（附則第3項において「新不均一課税条例」という。）第3条第1号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新課税免除条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新

設又は増設をされる製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備について適用し、施行日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

- 3 新不均一課税条例の規定は、施行日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備又は旅館業用設備について適用し、施行日前に新設又は増設をされた製造事業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第61号

##### 高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の2」を「第143条第1項第4号の3」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第62号

##### 高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険調整交付金条例（平成17年高知県条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第10項及び第11項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、附則第12項中「平成24年度」を「平成26年度」に改め、附則第13項を削り、附則第14項を附則第13項とし、附則第15項を附則第14項とし、附則第16項中「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第17項中「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第18項中「平成24年度」を「平成24年度から平成26年度までの間」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第19項及び第20項を削る。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第63号

#### 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第1条中「侵害」を「侵害及び生活環境の保全上の支障」に、「動物が」を「動物とが」に改める。

第5条中「第29条第1項において」を「以下」に改める。

第7条中「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年3月総理府告示第6号）を「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）」に、「第2の(1)」を「第2の(3)」に、「第29条第1項において」を「以下」に、「第2の(4)」を「第2の(8)」に、「同項において」を「以下」に改める。

第8条中「第29条第1項において」を「以下」に、「同項において」を「以下」に改める。

第9条中「第2の(3)」を「第2の(4)」に、「第29条第1項において」を「以下」に、「同項において」を「以下」に改める。

第3章の章名中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第11条第1項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「次条第1項」を「法第13条第2項において準用する法第11条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新を含む。次条」に、「第2条第5項」を「第2条第5項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項中「第2号」を「第1号」に、「（動物取扱業）」を「（第一種動物取扱業）」に改め、同項第2号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第2項を削る。

第13条中「の規定による」を「第26条第1項の」に、「第31条の2第2項第22号」を「第31条の2第2項第33号」に改める。

第14条第2項中「規定による」を削り、「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第15条第2項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第17条第3項中「第3条第3号ただし書」を「第3条第4号ただし書」に改める。

第21条中「その飼養されている」を「当該飼養されている」に、「を除く」を「を除く。第31条の2第3項第4号において同じ」に改める。

第22条第1項中「という。」を「という。）」に改め、同条第3項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第29条第1項中「を除く」を「を除く。第31条の2第3項第12号において同じ」に、「又は展示動物」を「若しくは展示動物」に、「第2の(3)」を「第2の(2)」に、「以下この項において」を「以下」に、「又は施設」を「若しくは施設」に、「又は保管の状況」を「若しくは保管の状況」に改め、同条第2項中「第22条第4項」を「第22条第5項」に改める。

第30条中「第24条第1項」を「第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第31条第1項の表1の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表2の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表5の項中「規定による」を削り、同表6の項中「又は省令第4条第4項において準用する省令第2条第6項の規定に基づく更新登録

証の再交付」を削り、「動物取扱業登録証再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録証再交付手数料」に改め、同表7の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第31条の2第2項第1号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第2号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に、「登録の」を「当該登録の」に改め、同項第3号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「規定による登録」を「規定による当該登録」に改め、同項第4号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第5号中「動物取扱業者登録簿への更新の登録」を「第一種動物取扱業者登録簿への登録の更新」に、「登録の」を「当該登録の」に改め、同項第6号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「規定による登録」を「規定による当該登録」に改め、同項第7号中「動物取扱業」を「第1号の第一種動物取扱業の登録の申請に係る第一種動物取扱業」に、「又は飼養施設の設置の届出を」、「飼養施設の設置及び犬猫等販売業の開始の届出（動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。第23号において「一部改正法」という。）附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業を営んでいる者からの届出を含む。以下この項において同じ。）」に改め、同項第8号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「に係る」を「に係る第一種動物取扱業の種別等以外の」に改め、同項第53号中「第3条第3号ロ」を「第3条第4号ロ」に改め、同号を同項第65号とし、同項第52号中「第3条第3号」を「第3条第4号」に改め、同号を同項第64号とし、同項第51号中「第3条第2号」を「第3条第3号」に改め、同号を同項第63号とし、同項第50号中「第3条第1号イ及びロ」を「第3条第2号イ及びピロ」に改め、同号を同項第62号とし、同項第49号中「第45号」を「第57号」に改め、同号を同項第61号とし、同項第46号から第48号までを12号ずつ繰り下げ、同項第45号中「第49号」を「第61号」に改め、同号を同項第57号とし、同項第44号中「第24号」を「第35号」に改め、同号を同項第56号とし、同項第43号を同項第55号とし、同項第42号を同項第54号とし、同項第41号中「第22号」を「第33号」に、「の受理及び省令第18条第4項」を「及び省令第18条第5項」に、「第24号」を「第35号」に改め、同号を同項第53号とし、同項第40号中「第22号」を「第33号」に、「の受理及び省令第18条第4項」を「及び省令第18条第5項」に、「第24号」を「第35号」に改め、同号を同項第52号とし、同項第39号中「第22号」を「第33号」に、「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「第24号の変更の許可に係る許可証の再交付」を「第35号の変更の許可に係る許可証の再交付（同条第7項の規定による第33号の許可に係る許可証の再交付の申請及び省令第18条第5項において準用する省令第15条第7項の規定による第35号の変更の許可に係る許可証の再交付の申請の受理を含む。）」に改め、同号を同項第51号とし、同項第38号中「第22号」を「第33号」に、「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「第24号」を「第35号」に改め、同号を同項第50号とし、同項第37号中「第22号」を「第33号」に改め、同号を同項第49号とし、同項第36号を同項第48号とし、同号の前に次の1号を加える。

(47) 省令第10条の6第3項の規定に基づく第23号の届出に係る添付書類の提出の求め  
第31条の2第2項第35号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第46号とし、同項第34号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、「に係る登録証の返納の受理」及び「省令第4条第4項において準用する省令第2条第9項の規定による」を削り、「更新がされた」を「更新に係る」に改め、同号を同項第45号とし、同項第33号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、「に係る登録証の亡失の届出の受理」及び「省令第4条第4項において準用する省令第2条第8項の規定による」を削り、「更新がされた」を「更新に係る」に改め、同号を同項第44号とし、同項第32号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、「に係る登録証の再交付」及び「省令第4条第4項において準用する省令第2条第6項の規定に基づく」を削り、「更新がされた登録証の再交付」を「更

新に係る登録証の再交付（同条第7項の規定による登録証の再交付の申請の受理を含む。）」に改め、同号を同項第43号とし、同項第31号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「更新がされた」を「更新に係る」に改め、同号を同項第42号とし、同項第30号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同項第41号とし、同項第29号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第40号とし、同項第28号を同項第39号とし、同項第27号を同項第38号とし、同項第26号中「第22号」を「第33号」に、「省令第19条に規定する軽微な変更又は特定動物飼養者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名等」を「特定動物の種類及び数等以外の事項」に改め、同号を同項第37号とし、同項第25号を同項第36号とし、同項第24号中「規定による第22号」を「第33号」に改め、同号を同項第35号とし、同項第23号を同項第34号とし、同項第22号中「第26条第1項の規定による」を「第26条第1項の」に改め、同号を第33号とし、同号の前に次の1号を加える。

(32) 法第25条第3項の規定に基づく多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を改善するための措置命令及び催告

第31条の2第2項第21号を同項第31号とし、同項第20号中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生等によって」に改め、同号を同項第30号とし、同号の前に次の7号を加える。

(23) 法第24条の2の規定による第二種動物取扱業の届出（一部改正法附則第8条第1項の規定による第二種動物取扱業を行っている者からの届出を含む。以下この項において同じ。）の受理

(24) 法第24条の3第1項の規定による前号の第二種動物取扱業の届出に係る第二種動物取扱業の種別等の変更の届出の受理

(25) 法第24条の3第2項の規定による第23号の第二種動物取扱業の届出に係る第二種動物取扱業の種別等以外の事項の変更及び飼養施設の廃止の届出の受理

(26) 法第24条の4において準用する法第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）の規定による第二種動物取扱業者の死亡等の届出の受理

(27) 法第24条の4において読み替えて準用する法第23条第1項の規定に基づく第二種動物取扱業者に対する催告

(28) 法第24条の4において読み替えて準用する法第23条第3項の規定に基づく第二種動物取扱業者に対する前号の催告に係る措置命令

(29) 法第24条の4において読み替えて準用する法第24条第1項の規定に基づく第二種動物取扱業者からの報告の徴収及び当該第二種動物取扱業者の事業所等への立入検査  
第31条の2第2項第19号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「又は」を「及び」に改め、同号を同項第22号とし、同項第18号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第21号とし、同項第17号中「又は」を「及び」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者（犬猫等販売業者を含む。次号において同じ。）」に改め、同号を同項第20号とし、同号の前に次の2号を加える。

(18) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者からの届出の受理

(19) 法第22条の6第3項の規定に基づく犬猫等販売業者に対する措置命令

第31条の2第2項第16号中「開催」を「第一種動物取扱業者への開催」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同項第13号

とし、同項第11号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第7号又は第8号」を「第7号から第9号まで」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「規定による登録」を「規定による当該登録」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「前2号」を「前3号」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業者登録簿への変更の登録」を「第一種動物取扱業者登録簿への変更の登録」に、「登録の」を「当該登録の」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃業の届出の受理

第31条の2第3項第2号中「又は」を「及び」に改め、同項第4号中「のその飼養されている」を「における当該飼養されている」に改め、同項第6号中「収容したときの」を「収容したときにおける」に改め、同項第7号中「若しくは」を「又は」に、「又は飼い主」を「及び飼い主」に改め、同項第11号中「行うときの」を「行うときにおける」に改め、同項第12号中「又は特定飼養施設」を「及び特定飼養施設」に改める。

第32条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。



高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第64号

##### 高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「図る」を「図り、強い林業、木材産業等を構築する」に改める。

第3条中「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を「森林整備加速化・林業再生整備費補助金」に、「区別して」を「区別し、併せて当該森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した部分にあっては、当該交付の目的ごとに区分して」に改める。

附則第2項中「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を「森林整備加速化・林業再生整備費補助金」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第65号

##### 高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理について」を「管理に関し」に改める。

第3条第1項中「次の」を「、次に掲げる」に改め、同項第2号中「又はこれらの」を「、又はこれらの」に改め、同項第5号中「積みあげる」を「積み上げる」に改め、同項

第6号中「じんかい」を「塵芥<sup>じんがい</sup>」に、「有害と」を「有害であると」に改め、同項第8号中「港湾施設において、」を削り、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「さまたげる」を「妨げる」に改め、同条第2項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「者において」を「者に対して」に改める。

第15条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「の施行について」を「に定めるもののほか、県の管理に属する港湾施設の管理に関し」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条を第32条とする。

第14条第1項中「第5条、第9条、第10条又は第12条」を「第6条、第10条、第12条又は第14条」に改め、同条を第31条とする。

第13条の2中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条第2号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3号中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第4号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「又は」を「及び」に改め、同条第5号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第6号中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条第7号中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第30条とし、同条の前に次の12条を加える。

（指定管理者による管理）

**第18条** 港湾施設（別表第2の左欄に掲げる港湾に係るものを除く。）のうち知事が別に定める港湾施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

**第19条** 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条第1項本文の規定による行為の規制に係る業務
- (2) 第5条第1項の規定に基づく港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令
- (3) 第5条第2項の規定に基づく船舶の係留場所の指定及び変更の命令
- (4) 第6条第2項の規定による港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可
- (5) 第7条の規定による使用料の徴収（調定事務を除く。）
- (6) 第9条第2項の規定に基づく使用料の免除
- (7) 第13条の規定に基づく使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更
- (8) 第15条の規定による使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令
- (9) 第16条の規定による前号の命令に係る原状回復が完了したことの検査
- (10) 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (11) 前各号に掲げるもののほか、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するため知事が必要があると認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合における当該各号に規定する第5条第1項及び第2項、第6条第2項、第9条第2項、第13条、第15条並びに第16条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者（第18条に規定する指定管理者をいう。）」とする。

（指定管理者の指定の申請）

**第20条** 第18条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類（指定管理者の指定等）

**第21条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による港湾施設の管理が当該港湾施設の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が港湾施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該港湾施設の効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事業所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。  
（事業報告書の作成及び提出）

**第22条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 使用料の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による港湾施設の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの  
（業務報告の聴取等）

**第23条** 知事は、港湾施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。  
（指定の取消し等）

**第24条** 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事は、賠償責任を負わない。  
（指定等の告示）

**第25条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第21条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第21条第2項の規定による名称又は主たる事業所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。  
（原状回復義務）

**第26条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった港湾施設の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。  
（損害賠償義務）

**第27条** 指定管理者は、故意又は過失により港湾施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。  
（秘密保持義務）

**第28条** 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。  
（緊急措置）

**第29条** 知事は、指定管理者が天災その他の事由により業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該業務の全部又は一部を当該指定管理者に代わって行うことができる。

第13条の見出し中「料金」を「占用料及び使用料」に改め、同条第2項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条の3中「前2条」を「占有又は使用の許可を受けた者は、前2条」に改め、同条を第16条とする。

第12条の2中「が、その責」を「は、その責め」に、「によって港湾施設を損傷した」を「により港湾施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失した」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「取消」を「取消し」に改め、同条ただし書中「但し、知事において、その」を「ただし、知事が」に改め、同条を第14条とする。

第11条第3号中「第9条の2第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第10条の見出しを「（権利の譲渡等の禁止）」に改め、同条中「譲渡することはできない」を「譲渡してはならない」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第12条とする。

第9条の2の見出し中「許可」を「占有の許可」に改め、同条第1項中「第5条第1項の規定による」を「第6条第1項の規定による占有の」に改め、同条第2項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「及び占有者の住所氏名」を「並びに占有者の住所及び氏名」に改め、同条ただし書中「但し、電柱類建設及び管類埋設の場合においてはは」を「ただし、電柱類の設置又は管類の埋設の場合は、」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「料金」を「占用料及び使用料」に改め、同条第1項中「公益上」を「知事は、公益上」に、「事由があるときは、知事は」を「事由があると認めるときは、」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項中「次に」を「知事は、次に」に、「免ずる」を「免除する」に改め、同項第2号中「ろかい」を「権」に、「舟てい」を「舟艇」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「（占用料及び使用料の徴収）」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 前項本文の規定にかかわらず、別表第1の4に定める使用料で、計算単位当たりの使用料の基準を月額又は日額で定めるもの以外のものその他知事が特別の事由があると認めるものについては、当該許可の期間が終了した際にその全額を徴収することができる。

第5条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「その目的」を「当該許可を受けた目的」に、「同じである」を「同様とする」に改め、同条第2項中「その使用期間」を「当該許可を受けた使用期間」に、「同じである」を「同様とする」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条の2中「、又は重要港湾」を「又は重要港湾」に、「その船舶」を「当該船舶」に改め、同条を第4条とする。

別表第1中「（第6条、第13条関係）」を「（第7条、第17条関係）」に改め、同表の1の表を次のように改める。

| 占用の目的   | 計算単位     | 計算単位当たりの占用料 |      |        | 備考                                                                                            |                                  |
|---------|----------|-------------|------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
|         |          | 基準          | 1級地  | 2級地    |                                                                                               |                                  |
| 工作物の設置  | 1平方メートル  | 月額          | 140円 | 110円   | 起重機の設置については、その行動範囲をもって平面積とする。                                                                 |                                  |
| 管類の設置   | 1メートル    | 年額          | 106円 | 84円    | 外径が30センチメートルを超えるものについては、左の額に30センチメートルを超える外径が30センチメートルを増すまでごとに、1級地にあつては106円を、2級地にあつては84円を加算する。 |                                  |
| 電柱類の設置  | 電柱       | 1本          | 年額   | 600円   | 600円                                                                                          | 支柱及び支線はそれぞれ電柱1本と、H柱は電柱2本として計算する。 |
|         | その他の柱類   | 1平方メートル     | 年額   | 150円   | 150円                                                                                          |                                  |
| 広告物類の設置 | 標識及び旗ざお類 | 1本          | 月額   | 179円   | 135円                                                                                          |                                  |
|         | 看板及び広告板  | 板面1平方メートル   | 年額   | 2,173円 | 1,725円                                                                                        |                                  |
| 上空占用    | 電線       | 1メートル       | 年額   | 95円    | 75円                                                                                           |                                  |
|         | その他の線    | 1メートル       | 年額   | 106円   | 85円                                                                                           |                                  |

|         |         |    |      |      |  |
|---------|---------|----|------|------|--|
| 及び索道類   |         |    |      |      |  |
| その他の工作物 | 1平方メートル | 年額 | 358円 | 270円 |  |

別表第2中「（第13条の2関係）」を「（第18条、第30条関係）」に、

「

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 港 | 湾 | 市 | 町 |
|---|---|---|---|

」

を  
「

|    |    |
|----|----|
| 港湾 | 市町 |
|----|----|

」

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（高知県収入証紙条例の一部改正）
- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表28の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。